

## 高齢者の運転免許証 自主返納支援事業

高齢運転者による交通事故の減少を図るため、全ての運転免許証を返納する満65歳以上の市民を対象に、運転免許証自主返納支援事業を実施しています。

自動車などの運転に不安を感じている人は、ぜひ、ご検討ください。

**とき** 通年(土・日曜日、祝日を除く)

**ところ** 沼田交通安全協会(群馬県総合交通センターでの返納は対象となりません)

**内容** ①運転経歴証明書発行手数料の全額(群馬県証紙1,100円分)/②バスカード(尾瀬カード)を2枚(8,700円分)

※沼田交通安全協会の窓口にて自主返納され、その時に支援を受ける人が対象です



**問い合わせ** 生活課生活係(東原庁舎内)☎内線77352へ

## 沼田市子どもの学習 支援事業

市では、市内に住む生活に困っている家庭の児童・生徒を対象に、週1から2回(2時間程度)の無料の学習支援を行います。勉強ができる環境を提供し、勉強の習慣付けや学力の向上を図るとともに、社会的自立に向けた体験なども行います。

**ところ** 沼須町

※具体的な場所は申し込み時にお知らせします

**内容** 学校の勉強を中心に行います

**対象** 次の①から③の世帯に属する小・中学生。①就学援助(要保護・準要保護)世帯②児童扶養手当受給世帯③市が認めた世帯

**その他** 会場までの送迎をお願いします

**申し込み** 電話、または直接社会福祉課保護係へ

**問い合わせ** 社会福祉課保護係(東原庁舎内)☎内線77249へ



## チャイルドシート 購入費助成事業



市ではチャイルドシートの着用を促進し、交通事故被害の予防と、次世代を担う乳幼児の健やかな成長を支援するため、購入者に対し補助金を交付します。

**交付対象者** チャイルドシート購入の日、または補助金交付申請の日において、1歳未満(0歳児)を養育している人(申請日に本市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと)

※助成は乳児1人につき1台まで

**補助額** 購入価格の2分の1

※1,000円未満切り捨てで、限度額は5,000円まで

**申し込み** 次の①から④を持参し生活課生活係、または白沢・利根支所生活係へ。①領収書(交付対象者の氏名、購入日、購入品名、購入店名が全て記載されたもの)②チャイルドシートの品質保証書、または取扱説明書(安全基準適合マークの分かるもの)③印鑑④補助金振込先の預金通帳(口座番号の控え)

**問い合わせ** 生活課生活係(東原庁舎内)☎内線77352へ

## 新婚世帯の新生活を応援 結婚新生活支援補助金

市では新婚世帯の住居費用などを助成し、新生活を経済的に支援します。

**主な要件** ①今年1月1日以降に婚姻届を提出し、婚姻時の年齢が夫婦ともに34歳以下②夫婦の平成30年(4・5月の申請は平成29年)中の所得の合計額が340万円未満③申請と交付の日に住民票の住所が対象となる住宅(市内に限る)の住所となっていること④他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと⑤市税の滞納がないこと

**補助額** 上限30万円

**対象経費** 新婚世帯が市内で、住宅を取得、賃借するための費用と引越越し費用

**問い合わせ** 子ども課子育て支援係(東原庁舎内)☎内線77257へ



## 福祉タクシー券 交付事業

タクシー以外の交通機関を利用することが困難で、在宅での重度の障がいがある人などに、年間30枚を上限としてタクシー券(運賃の基本料金分)を交付します。

**対象** ①身体障害者手帳の交付を受けている人のうち、視覚、肢体不自由の障害が1・2級、または内部障害1級②療育手帳の判定がA③精神障害者保健福祉手帳の判定が1級④前年所得税非課税世帯のうち、介護保険法に規定する要介護者・要支援者、または総合事業該当者(総合事業については高齢福祉課に確認してください)

※病院や施設に入院、または入所している人、自動車税や軽自動車税の減免を受けている人は対象外

**申し込み** 印鑑と各種手帳などを持参し、社会福祉課障害福祉係へ。総合事業該当者は高齢福祉課へ

**問い合わせ** 社会福祉課障害福祉係(東原庁舎内)☎内線77252へ



## 住宅用再生可能エネルギー システム設置補助金

自宅に補助対象のシステムを設置する人に対し、設置費用の一部を補助します。

**補助対象** 太陽光発電システム(10kw未満対象)/太陽熱利用システム/家庭用燃料電池システム(エネファーム)/定置用リチウムイオン蓄電池システム/エネルギー管理システム(HEMS)/地中熱利用システム/木質ペレットストーブ(まきストーブ対象外)

**対象者** 次の①から④の要件を全て満たす人。①自ら居住する市内の住宅にシステムを新設、またはシステム付き住宅を購入する人②来年3月20日(金)までに設置を完了し、実績報告書の提出ができる人③過去に同一システムで市の補助金を受けていない人④世帯全員に市税などの滞納がない人

**申し込み** 設置工事着工前、またはシステム付き住宅購入前に環境課エネルギー対策室へ

※複数の対象システムで同時申し込みが可能です

**問い合わせ** 環境課エネルギー対策室(東原庁舎内)☎内線77375へ

## 野生鳥獣害対策に取り組みましょう!!

**問い合わせ** 農林課農林振興係☎内線3235

野生鳥獣による農作物被害を最小限に食い止めるため、電気柵などの自己防衛は欠かせません。電気柵は作付け後に速やかに設置し、農作物の被害を最小限に抑えましょう。自己防衛の手段として、動物駆逐用の煙火類を利用した追い払いなども有効です。電気柵導入や動物駆逐用煙火類の使用をお考えの方は、次に記載の補助事業や下之町の湊屋商店が主催する講習会の案内をご確認ください。

### ■電気柵の設置補助事業

個人、または2世帯以上による小規模な電気柵の設置について、市の単独事業により補助金を交付します。

1カ所の設置に際し、5万円(2世帯以上による場合は10万円)を限度に、購入額の半額を補助します。補助金は予算の範囲内となりますので、購入前にお問い合わせください。

### ■動物駆逐用煙火講習会

動物駆逐用煙火類(ごう音玉・動物駆逐用花火など)を購入・利用する際には講習を受ける必要があります。主たる動物駆逐用煙火類の購入は、市の補助により無料となります。

### 〈講習会の案内〉

|                      |   |                   |        |
|----------------------|---|-------------------|--------|
| 日時                   | 6月1日(土)午後2時   |                   |        |
| 会場                   | 利根沼田文化会館3階  |                   |        |
| 定員                   | 80人(20歳以上の人が対象)   |                   |        |
| 申し込み                 | 日曜日を除く、5月17日(金)までの午前10時から午後5時までに、湊屋商店(☎2253)に申し込みください   |                   |        |
| 区分                   | 継続<br>(手帳所持者)   | 更新<br>(5年で更新となる人) | 新規     |
| 受講料                  | 1,500円  | 3,700円            | 4,200円 |
| 必要書類<br>※申込書は湊屋商店で配布 | 申込書   |                   | 申込書    |
|                      | 受講者の写真(裏面に氏名を記入)<br>横2.5cm×縦3.0cm<br>背景の無いもの<br>色付き眼鏡不可 |                   |        |